

西表島森林生態系保護地域における登山者等による利用のあり方

西表島森林生態系保護地域における登山者等による利用のあり方については、「西表島森林生態系保護地域の保全管理に関する基本的事項」に従うほか、以下の考え方をベースに、今後、西表島森林生態系保護地域保全管理委員会（仮称）の意見を聴いて定める考えである。

区 分		登山者等による利用	地域住民による利用
保存地区	登山道等	登山道等は、貸付等の手続きを行い、管理主体を明らかにする。 休憩所等では、原則としてテントの設営等を行わない。	左記に同じ。（地域住民はイノシシ猟及び山菜等の採取を行わないので、これらに係る利用はない。）
	登山道等以外の区域	原則として立ち入らない。	左記に同じ。（地域住民はイノシシ猟及び山菜等の採取を行わない。）
保全利用地区	登山道等	登山道等は、貸付等の手続きを行い、管理主体を明らかにする。 休憩所等では、原則としてテントの設営等を行わない。ただし、西表島森林生態系保護地域保全管理委員会（仮称）の意見を聴いた上で指定した箇所については、テントの設営等を行えるものとする。	左記のほか、地域住民はイノシシ猟及び山菜等の採取を行う際に利用することができる。
	登山道等以外の区域	森林環境教育や森林レクリエーションに供するルートは、崩壊等の危険性がないこと、利用による希少動植物への影響のおそれがないこと等とし、西表島森林生態系保護地域保全管理委員会（仮称）の意見を聴いた上で指定する。	左記のほか、地域住民はイノシシ猟及び山菜等の採取を行うことができる。

注：登山道等とは、登山道及びこれに付帯する休憩所、展望所等のこと。